

# 名簿登載事項変更必要書類一覧

綴じ順	変更届出事項 提出書類	従たる事務所																姓名			備考						
		商号又は名称		主たる事務所所在地		代表者		役員		政令で定める使用人		専任の取引士		設置		名称		移転		廃止		代表者		役員	政令で定める使用人	専任の取引士	
		法人	個人	法人	個人	就任	退任	就任	退任	就任	退任	就任	退任	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人		個人	法人				個人
1	宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 【様式第三号の四】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第二面、第三面、第四面は、 <b>変更事項のない場合、提出不要です。</b>
2	誓約書 【添付書類（2）】			○		○		○																		代表者が誓約してください。	
3	専任の取引士設置証明書 【添付書類（3）】																									<b>当該変更後の人数</b> を記入してください。	
4	事務所を使用する権限に関する書面 【添付書類（5）】			○											○											<b>自己（自社）所有以外の場合</b> は、賃貸契約書等を添付してください。	
5	事務所付近の地図（案内図） 【任意様式】			○											○											最寄り駅やバス停から事務所までを詳細に記入してください。	
6	事務所の写真 【任意様式】			○											○											独立性などを確認するため、 <b>フロア図や平面図等の間取が確認できる書類</b> を添付してください。	
7	履歴事項全部証明書 【法務局発行様式】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	※	※	※	○	○						※未登記事務所等の場合は、変更事項が確認できる書類を添付してください。	
8	略歴書 【添付書類（6）】 (対象者)代表取締役、取締役、監査役、代表執行役、執行役、専任の取引士、政令使用人、会計参与、相談役、顧問			○		○		○		○		○		○												(代表)取締役は、現在までの職歴（役職変更や就退任含む）のほか、 <b>職名欄に常勤・非常勤の別を記載</b> してください。	
9	身分証明書 【本籍地市区町村発行様式】 (対象者)代表取締役、取締役、監査役、代表執行役、執行役、専任の取引士、政令使用人、会計参与、相談役、顧問			○		○		○		○		○		○													
10	登記されていないことの証明書 【法務局発行様式】 ※成年被後見人及び被保佐人とする記録がない証明 (対象者)代表取締役、取締役、監査役、代表執行役、執行役、専任の取引士、政令使用人、会計参与、相談役、顧問			○		○		○		○		○		○												住所を記載する場合は略歴書の住所、本籍地を記載する場合は身分証明書の本籍地と <b>同一表記</b> としてください。	
11	宅地建物取引士証表面及び裏面の写し 【都道府県発行様式】														○											直近3ヶ月以内に免許申請又は変更届に添付している場合は、省略可能です。	
12	戸籍抄本 【本籍地市区町村発行様式】																					○	○	○		取引士については、変更登録申請書控え（写）による代用も可能です。	
13	宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書 【様式第三号の二】	○	○	○																		○					
14	宅地建物取引業者免許証 【免許権者発行様式】	○	○	○																		○				現在交付されている <b>免許証原本</b> となります。	
15	返信用封筒 【任意様式】	○	○	○																		○				宛名及び送付先を記載した、角2封筒（簡易書留+郵便料分の切手貼付）又はレターパックなど、A2用紙が入るもの。	
16	申請担当者の名刺 【任意様式】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	書類作成担当者の所属・氏名・連絡先を記載した任意様式による代用も可能です。	

- ・提出部数は、正本・副本(正本一式をコピーしたもの)各1部です。**提出時はホチキスやクリップなどを使用しないでください。**
- ・変更があった日から30日以内に届出をしてください。申請期限を超過した場合は、予め電話等による報告の上、遅延理由書（任意様式）を提出してください。
- ・各証明書は**3ヶ月以内に発行された原本**を添付してください。
- ・必要に応じて、上記書類以外に追加資料の提出を求め場合があります。
- ・**専任の取引士本人の資格登録内容を変更していない場合は、事前に変更登録申請が必要となりますので、都道府県の免許担当課にて手続きしてください。**